

# 関係資料集

# 目次

## □児童相談所関係

- ・ 概要…………… 2
- ・ 専門職関係（児童福祉司、指導教育担当児童福祉司、児童相談所長）…………… 3

## □市町村その他の機関関係

- ・ 市町村における支援体制の全体イメージ…………… 14
- ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点関係…………… 15
- ・ 社会的養護…………… 19

## □資格関係

- ・ 社会福祉士、精神保健福祉士の概要…………… 20
- ・ 資格の例…………… 22
- ・ 地方自治体に配置されている有資格者の例…………… 25
- ・ 資格の取得方法の例…………… 26

## □研修・人材養成及び人事制度・キャリアパス関係

- ・ 児童福祉司の専門職採用実施状況…………… 33
- ・ 児童福祉司に対する研修等について…………… 35
- ・ 児童福祉司の採用区分構成割合…………… 45
- ・ 子どもの虹情報研修センター関係…………… 46

# 児童相談所の概要

## 1 設置の目的

- 子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等の把握
- 個々の子どもや家庭に最も効果的な援助  
により子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護する

## 2 設置主体

- 都道府県・指定都市及び児童相談所設置市（世田谷区・荒川区・江戸川区・横須賀市・金沢市・明石市）
- 全国220か所（令和2年7月1日現在）

## 3 役割

- 児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる。
- 市町村間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行う。  
\*市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行う。

## 4 業務

- ① 市町村援助（市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助）
- ② 相談（家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家族に対する援助決定）
- ③ 一時保護
- ④ 措置（在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等）

## 5 職員

- 所長、児童福祉司、児童心理司、精神科医等（児童相談所の規模による）
- 全国の職員数：15,457人（令和2年4月1日現在）  
〔（内訳） ・児童福祉司 4,553人（うち児童福祉司スーパーバイザー 829人）  
・児童心理司 1,800人 ・医師 706人 ・保健師 180人 等〕

## 6 相談の種類と主な内容

- ① 養護相談・・・保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談
- ② 保健相談・・・未熟児、疾患等に関する相談
- ③ 障害相談・・・肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談
- ④ 非行相談・・・＜犯行為、触法行為、問題行動のある子どもに等に関する相談
- ⑤ 育成相談・・・家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談
- ⑥ その他

# 児童福祉司の概要

※下線部はR1改正法により追加されたもの

## 1 児童福祉司の位置づけ

都道府県・指定都市及び児童相談所設置市は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。(児童福祉法第13条第1項等)

## 2 児童福祉司の主な業務内容（児童相談所運営指針）

(1) 子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること

(2) 必要な調査、社会診断※を行うこと

※調査により、子どもや保護者等の置かれている環境、問題と環境の関連、社会資源の活用の可能性等を明らかにし、どのような援助が必要であるかを判断するために行う診断

(3) 子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと

(4) 子ども、保護者等の関係調整(家族療法など)を行うこと

## 3 児童福祉法第13条第3項に基づく任用の要件

○都道府県知事の指定する児童福祉司等養成校を卒業、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者

○大学で心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科等を卒業し、指定施設で1年以上相談援助業務に従事したもの

○医師 ○社会福祉士 ○精神保健福祉士 ○公認心理師

○社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの

○上記と同等以上の能力を有する者であって、厚生労働省令で定めるもの

## 4 児童福祉司（スーパーバイザーを含む。）任用後の研修

児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。(児童福祉法第13条第8項)

## 5 人数等

○ 全国の児童相談所に 4, 553名(令和2年4月1日現在、任用予定含む)配置されている。

○ 児童福祉司の数は、人口、児童虐待相談対応件数等を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定める。(児童福祉法第13条第2項)

※政令で定める基準:児童福祉司は、各児童相談所の管轄地域の人口3万に1人以上配置することを基本とし、全国平均より虐待対応の発生率が高い場合には、業務量(児童虐待相談対応件数)に応じて上乗せを行う。(令和4年度までの間は経過措置を設ける。)

# 令和2年度 児童福祉司の配置状況について (令和2年4月1日時点)

	配置員数
北海道	123
青森県	50
岩手県	50
宮城県	41
秋田県	31
山形県	34
福島県	55
茨城県	86
栃木県	54
群馬県	60
埼玉県	241
千葉県	208
東京都	282
神奈川県	139
新潟県	54
富山県	29
石川県	24
福井県	25
山梨県	25
長野県	68
岐阜県	67
静岡県	66
愛知県	164
三重県	62
滋賀県	48

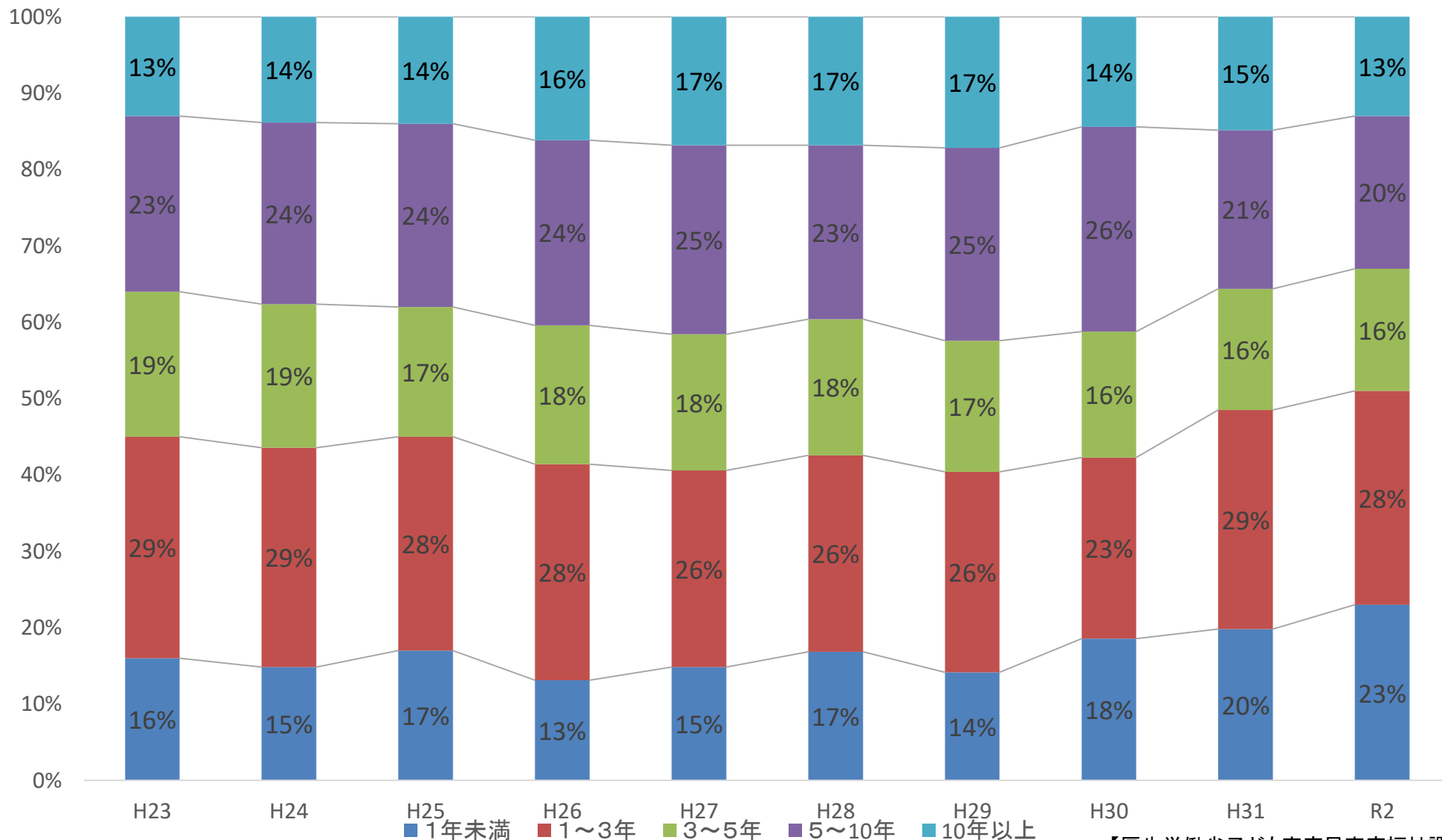
	配置員数
京都府	49
大阪府	224
兵庫県	114
奈良県	31
和歌山県	37
鳥取県	22
島根県	29
岡山県	38
広島県	58
山口県	45
徳島県	30
香川県	43
愛媛県	41
高知県	34
福岡県	101
佐賀県	24
長崎県	37
熊本県	39
大分県	49
宮崎県	37
鹿児島県	60
沖縄県	53
札幌市	50
仙台市	34

	配置員数
さいたま市	67
千葉市	44
横浜市	182
川崎市	69
相模原市	37
新潟市	23
静岡市	22
浜松市	27
名古屋市	109
京都市	63
大阪市	130
堺市	48
神戸市	41
岡山市	26
広島市	39
北九州市	36
福岡市	49
熊本市	24
世田谷区	38
江戸川区	45
横須賀市	26
金沢市	14
明石市	29
<b>合計</b>	<b>4,553</b>

※ 所長・次長・スーパーバイザー・里親担当職員・市町村担当であって児童福祉司の発令を受けている者を含む。

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

# 児童福祉司の勤務年数割合の推移について(各年度4月1日時点)



【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

- ※ H23～H28は、所長・次長・スーパーバイザーであって児童福祉司の発令を受けている者を含み、任用予定、非常勤職員を除く
- ※ H29 は、所長・次長・スーパーバイザー・里親担当職員であって児童福祉司の発令を受けている者を含み、任用予定、非常勤職員を除く
- ※ H30 は、所長・次長・スーパーバイザー・里親養育支援担当であって児童福祉司の発令を受けている者、任用予定者、非常勤を含む
- ※ H31 は、所長・次長・スーパーバイザー・里親養育支援担当・市町村支援担当であって児童福祉司の発令を受けている者、任用予定者、非常勤を含む
- ※ R2 は、所長・次長・スーパーバイザー・里親養育支援担当・市町村支援担当であって児童福祉司の発令を受けている者、任用予定者、会計年度任用職員を含む

# 児童福祉司の任用要件

基礎資格	医師 社会福祉士 精神保健 福祉士 公認心理師	都道府県 知事の指定する 養成校を卒業 又は 都道府県 知事の指定する 講習会の課程を 修了した者	大学で 心理学、 教育学、 社会学を 専修し卒業	助産師 教員(1種) 保健師	看護師 保育士 教員(2種)	児童 指導員	社会福祉主事(※1)		
実務経験	—	—	相談援助 業務 (指定施設で 1年以上)	相談援助 業務 (指定施設 で1年以上)	相談援助 業務 (指定施設 で2年以上)	相談援助 業務 (指定施設 で2年 以上)	児童福 祉事業 (2年以上 (※2))	児童福祉事業 + 児童相談所 所員経験 (合計2年以上 (※3))	児童福祉 事業 (3年以上 (※3))
指定講習会 の要否	—	—	—	○	○	○	○	○	○
人数 4,553人 (100%)	2,163人 (47.5%)	295人 (6.5%)	1,359人 (29.8%)	259人 (5.7%)		7人 (0.2%)	470人 (10.3%)		

※1 社会福祉主事:年齢20歳以上の者で以下のいずれかに該当するもの

① 大学、高等学校、専門学校において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者

(社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、社会福祉施設経営論、社会福祉行政論、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論、家庭福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、法学、民法、行政法、経済学、社会政策、経済政策、心理学、社会学、教育学、倫理学、公衆衛生学、医学一般、リハビリテーション論、看護学、介護概論、栄養学及び家政学のうち3科目以上)

② 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者

③ 社会福祉士

④ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者

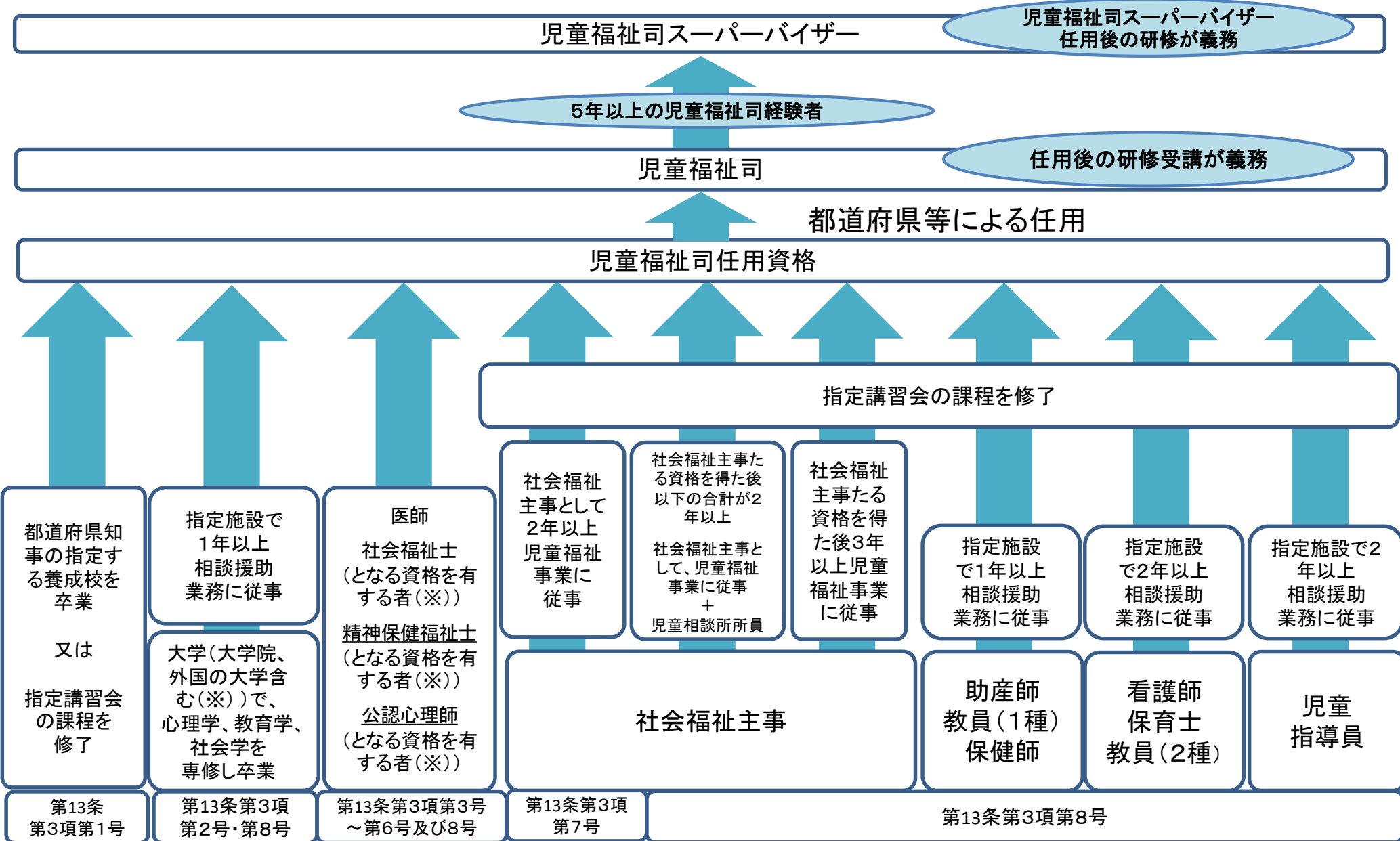
⑤ 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

※2 社会福祉主事としての経験

※3 社会福祉主事たる資格を得た後の経験

# 児童福祉司の任用資格取得過程

※下線は、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)による改正



※第13条第3項第8号に該当。



# 児童福祉司の各任用区分の人数(都道府県等別)

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司の任用区分									
	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	計	
北海道	1	45		30	2	1	18	26	123	
青森県		4		17	1	1	26	1	50	
岩手県		17		23			7	3	50	
宮城県	4	13		14				10	41	
秋田県		6		7	1		17		31	
山形県	1	26		5			2		34	
福島県		19		4	2	24	3	3	55	
茨城県	2	29		41			6	8	86	
栃木県	17	9		2	1	1		24	54	
群馬県	15	6		16	1	5		17	60	
埼玉県	2	54		173	1			11	241	
千葉県	12	74		68			2	52	208	
東京都	11	144		73	2		1	51	282	
神奈川県		116		23					139	
新潟県		54							54	
富山県	2	6		6	1	9		5	29	
石川県	1	8		12	1	1		1	24	
福井県		17		8					25	
山梨県		6		14			5		25	
長野県		6		54	2	2	4		68	
岐阜県	2	27		35		1		2	67	
静岡県	14	11		22		2		17	66	
愛知県	5	49		93	2	6	2	7	164	
三重県	12	22		15	1		11	1	62	
滋賀県	1	13		23	2	2	2	5	48	
京都府	2	11		24	2	4	3	3	49	
大阪府	8	123		87	4	2			224	
兵庫県	5	37		36			16	20	114	
奈良県	3	18		6			4		31	
和歌山県	1	5		24			3	4	37	
鳥取県	1	5		13				3	22	
島根県	1	14		8			4	2	29	
岡山県		16		19	1	2			38	
広島県	2	23		15	4	5	7	2	58	
山口県		12		3			13	17	45	
徳島県	1	11		9	1	1	3	4	30	
香川県		22		15	3				43	

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司の任用区分									
	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	計	
愛媛県	1	2		12	1	2	17	6	41	
高知県	4	8		18	1		2	1	34	
福岡県	25	9		45			7	15	101	
佐賀県	6	3		10				5	24	
長崎県		10		23			3	1	37	
熊本県	5	3		14	12	1	2	2	39	
大分県	13	8		11		1	8	8	49	
宮崎県	12	8		17					37	
鹿児島県	2	11		9			34	4	60	
沖縄県		11		38		1	1	2	53	
札幌市		27		19			3	1	50	
仙台市				22	9	3			34	
さいたま市	9	2		44	1	3	7	1	67	
千葉市		7		32	4	1			44	
横浜市	4	49		110	6		10	3	182	
川崎市		4		60	3	2			69	
相模原市		2		28	7				37	
新潟市				18	3		2		23	
静岡市	7			1	3	4	2	5	22	
浜松市	14			10				3	27	
名古屋市	33	27		40	1		3	5	109	
京都市	1	7		6		1	21	27	63	
大阪市		22		76	4		26	2	130	
堺市		2		32	2		12		48	
神戸市	1	21		18				1	41	
岡山市	7			17			2		26	
広島市	2	5		14			15	3	39	
北九州市	19	11		6					36	
福岡市	3	1		38	2	3		2	49	
熊本市				14				10	24	
世田谷区	1	1		17	2		1	16	38	
江戸川区		2		20			18	5	45	
横須賀市				15	1			10	26	
金沢市		2		10				2	14	
明石市				7			1	21	29	
<b>合計</b>	<b>295</b>	<b>1,343</b>	<b>0</b>	<b>1,908</b>	<b>97</b>	<b>92</b>	<b>355</b>	<b>463</b>	<b>4,553</b>	

児童福祉法 第13条 第3項	内容
1号	都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
2号	学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの
3号	医師
4号	社会福祉士
5号	精神保健福祉士
6号	公認心理師
7号	社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
8号	前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの

※令和2年4月1日時点の人数

## ②児童福祉司の各任用区分の人数(児童福祉法第13条第3項第6号に該当する者の区分)

児福法規則 第6条	内容	人数
1号	学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、指定施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下この条において「相談援助業務」という。）に従事したもの	3
2号	学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの	11
3号	外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの	2
4号	社会福祉士となる資格を有する者（法第十三条第三項第四号に規定する者を除く。）	6
5号	精神保健福祉士となる資格を有する者（法第十三条第三項第五号に規定するものを除く。）	20
6号	公認心理師となる資格を有する者（法第十三条第三項第六号に規定する者を除く。）	40
7号	保健師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、厚生労働大臣が定める講習会（以下この条において「指定講習会」という。）の課程を修了したもの	17
8号	助産師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	1
9号	看護師であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	97
10号	保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある児童相談所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	55
11号	教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）に規定する普通免許状を有する者であつて、指定施設において一年以上（同法に規定する二種免許状を有する者にあつては二年以上）相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	89
12号	社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が二年以上である者 イ 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間 ロ 児童相談所の所員として勤務した期間	64
13号	社会福祉主事たる資格を得た後三年以上児童福祉事業に従事した者（前号に規定する者を除く。）	51
14号	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第六項に規定する児童指導員であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	7
計		463

# 指導教育担当児童福祉司（スーパーバイザー）の概要

※下線は、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)による改正

## 1 スーパーバイザーの位置づけ

他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司

(児童福祉法第13条第5項)

## 2 スーパーバイザーの主な業務内容(児童相談所運営指針)

児童福祉司及びその他相談担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導及び教育を行うこと

## 3 スーパーバイザーの要件

- ・児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者でなければならない。(児童福祉法第13条第6項)
- ・厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したものでなければならない。(令和4年4月1日施行)

## 4 スーパーバイザー任用後の研修

児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。(児童福祉法第13条第9項)

※「児童福祉司」は、スーパーバイザーを含む

## 5 人数等

- 全国の児童相談所に829名(令和2年4月1日現在)配置されている。
- 指導教育担当児童福祉司(スーパーバイザー)の数は、政令で定める基準※を参酌して都道府県が定める。

(児童福祉法第13条第7項)

※ 政令で定める基準:指導及び教育を行う児童福祉司(スーパーバイザー)の数は、児童福祉司(スーパーバイザー以外)5人につき1人以上であること【参酌基準】(児童福祉法施行令第3条第2項)

令和2年度 指導教育担当児童福祉司（スーパーバイザー）の配置状況について（令和2年4月1日時点）

	配置員数
北海道	22
青森県	7
岩手県	3
宮城県	9
秋田県	6
山形県	4
福島県	10
茨城県	12
栃木県	10
群馬県	8
埼玉県	46
千葉県	40
東京都	57
神奈川県	14
新潟県	9
富山県	6
石川県	4
福井県	5
山梨県	4
長野県	15
岐阜県	12
静岡県	12
愛知県	30
三重県	6
滋賀県	11

	配置員数
京都府	6
大阪府	48
兵庫県	11
奈良県	2
和歌山県	6
鳥取県	5
島根県	10
岡山県	8
広島県	13
山口県	7
徳島県	4
香川県	7
愛媛県	6
高知県	10
福岡県	34
佐賀県	3
長崎県	11
熊本県	6
大分県	10
宮崎県	8
鹿児島県	7
沖縄県	13
札幌市	8
仙台市	4

	配置員数
さいたま市	7
千葉市	8
横浜市	35
川崎市	12
相模原市	11
新潟市	2
静岡市	1
浜松市	6
名古屋市	37
京都市	14
大阪市	22
堺市	10
神戸市	8
岡山市	3
広島市	3
北九州市	5
福岡市	10
熊本市	7
世田谷区	7
江戸川区	3
横須賀市	4
金沢市	0
明石市	5
<b>合計</b>	<b>829</b>

※スーパーバイザー数については、所長・次長等が兼務している場合を除く

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

# 児童相談所長の資格区分の人数(都道府県等別)

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童相談所長の資格区分								都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童相談所長の資格区分								児童福祉法第12条の3第2項	内容
	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	計		1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	計		
北海道		2		4		2		8	愛媛県						3		3	1号	医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者
青森県						2	4	6	高知県				1	1			2		
岩手県		2					1	3	福岡県		1	2			3		6		
宮城県				1			2	3	佐賀県						2		2		
秋田県						2	1	3	長崎県	1	1						2		
山形県		2						2	熊本県		1				1		2		
福島県		1			1	2		4	大分県			1			1		2		
茨城県			1	2		2		5	宮崎県		1	2					3		
栃木県						3		3	鹿児島県						3		3		
群馬県						3		3	沖縄県		1		1				2		
埼玉県			1			3	3	7	札幌市		1						1	2号	学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
千葉県		4		2				6	仙台市			1					1		
東京都	1	2	6				1	10	さいたま市			1			1		2		
神奈川県				5				5	千葉市		1						1		
新潟県		4	1					5	横浜市			2			2		4		
富山県		2						2	川崎市			3					3		
石川県			1			1		2	相模原市							1	1		
福井県		2						2	新潟市						1		1		
山梨県						2		2	静岡市						1		1		
長野県		1		4				5	浜松市						1		1		
岐阜県		2	1	2				5	名古屋市						1	2	3		
静岡県			2		1	2		5	京都市				1	1			2		
愛知県	1	2	3	3		1		10	大阪市		1	1					2		
三重県		2				4		6	堺市				1				1		
滋賀県				3				3	神戸市			1					1		
京都府				3				3	岡山市						1		1		
大阪府		5				1		6	広島市							1	1		
兵庫県		1					4	5	北九州市						1		1		
奈良県			2					2	福岡市	1							1		
和歌山県						2		2	熊本市							1	1		
鳥取県			2			1		3	世田谷区				1				1		
島根県		1	2			1		4	江戸川区						1		1		
岡山県		2		1				3	横須賀市						1		1		
広島県		1	2					3	金沢市			1					1		
山口県		1		2		3		6	明石市				1				1		
徳島県						1	2	3	合計	4	49	40	37	4	62	23	219		
香川県		2						2											

※令和2年4月1日時点の人数

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

# 児童相談所長の各資格区分の人数(児童福祉法第12条の3第2項第5号に該当する者の区分)

児福法規則 第2条	内容	人数
1号	学校教育法による大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者	0
2号	学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	0
3号	外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	0
4号	社会福祉士となる資格を有する者(法第十二条の三第二項第三号に規定する者を除く。)	0
5号	精神保健福祉士となる資格を有する者(法第十二条の三第二項第四号に規定する者を除く。)	0
6号	公認心理師となる資格を有する者(法第十二条の三第二項第五号に規定する者を除く。)	0
7号	児童福祉司たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が二年以上である者	7
イ	社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間	3
ロ	児童相談所の所員として勤務した期間	2
ハ	児童福祉司として勤務した期間	0
ニ	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)の長として勤務した期間	1
ホ	児童福祉施設の長として勤務した期間	1
ヘ	児童虐待の防止のための活動を行う特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)又は社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。)の役員として勤務した期間	0
8号	社会福祉主事たる資格を得た後の前号イからへまでに掲げる期間の合計が四年以上である者	16
イ	社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間	7
ロ	児童相談所の所員として勤務した期間	1
ハ	児童福祉司として勤務した期間	0
ニ	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)の長として勤務した期間	7
ホ	児童福祉施設の長として勤務した期間	0
ヘ	児童虐待の防止のための活動を行う特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)又は社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。)の役員として勤務した期間	1
計		23

# 市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）

市区町村

都道府県

低

リスクの程度

高

## 子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）

- 妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施
  - ・妊産婦等の支援に必要な実情の把握
  - ・妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
  - ・関係機関との連絡調整
  - ・支援プランの策定

同一の担当機関が、2つの機能を担い一体的に支援を実施  
 ※ただし、大規模市部等では、それぞれ別の担当機関が機能を担い、適切に情報を共有しながら、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じて支援を継続して実施

## 要保護児童対策地域協議会

○関係機関が情報を共有し、連携して対応

- 保健機関
- 医療機関
- 地域子育て支援拠点・児童館
- 保育所・幼稚園
- 利用者支援機関
- 学校・教育委員会

## 市区町村子ども家庭総合支援拠点

- 子ども家庭支援全般に係る業務
    - ・実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整
  - 要支援児童及び要保護児童等への支援業務
    - ・危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、児童相談所の指導措置委託を受けて市区町村が行う指導
  - 関係機関との連絡調整
    - ・実施主体は市区町村（業務の一部委託可）
    - ・複数の市区町村による共同設置可
- 支援拠点が調整機関の担当機関を担うことで、支援の一体性、連続性を確保し、児童相談所との円滑な連携・協働の体制を推進
- その他の必要な支援
    - ・一時保護又は措置解除後の児童等が安定した生活を継続していくための支援 他

## 要保護児童対策調整機関

- ・責任をもって対応すべき支援機関を選定
  - 担当機関が中心となって支援方針・計画を作成
- ・支援の進行状況確認等を管理・評価
- ・関係機関間の調整、協力要請 等

役割分担・連携を図りつつ、常に協働して支援を実施

## 児童相談所（一時保護所）

- 相談、養育環境等の調査、専門診断等（児童や家族への援助方針の検討・決定）
- 一時保護、措置（里親委託、施設入所、在宅指導等）
- 市区町村援助（市区町村相互間の連絡調整、情報提供等必要な援助） 等

- 民生委員・児童委員
- 民間団体
- 里親
- 乳児院
- 児童相談所
- 児童養護施設
- 弁護士会
- 児童心理治療施設
- 警察
- 障害児施設



※子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が2つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること。

# 市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業

児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金の内数（令和元年度予算：169億円→令和2年度予算：183億円）

## 1. 事業の目的

市区町村は、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」と言う。）を整備・運営する際の財政支援を目的とする。

## 2. 事業の内容

市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱（平成29年3月31日付け雇児発0331第49号）に基づき、市区町村が、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う支援拠点を整備し、運営する。

支援拠点の具体的な業務内容は以下のとおり。

- ①子ども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整）
- ②要支援児童及び要保護児童等への支援業務（危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導）
- ③関係機関との連絡調整
- ④その他の必要な支援

## 3. 実施主体

市区町村

※事業の一部の社会福祉法人等への委託可

## 4. 補助率

国：1／2（市区町村：1／2）

## 5. 補助単価（令和2年度予算）

○直営の場合（1支援拠点当たり）

小規模A型	3,729千円
小規模B型	9,542千円
小規模C型	15,859千円
中規模型	21,176千円
大規模型	39,302千円
上乗せ配置単価	2,715千円(1人当たり)

○一部委託の場合（1支援拠点当たり）

小規模A型	9,044千円
小規模B型	14,857千円
小規模C型	21,174千円
中規模型	31,806千円
大規模型	60,561千円
上乗せ配置単価	
常勤職員	5,646千円(1人当たり)
非常勤職員	2,715千円(1人当たり)



# 「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」(抄)

(平成29年3月31日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

## 子ども家庭支援員

- ・実情の把握
- ・相談対応
- ・総合調整
- ・調査、支援及び指導等
- ・他関係機関等との連携

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務(以下「相談援助業務」という。)に従事したもの
- (3) 医師
- (4) 社会福祉士
- (5) 精神保健福祉士
- (6) 公認心理師
- (7) 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- (8) 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (9) 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (10) 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (11) 社会福祉士となる資格を有する者( (4) に規定する者を除く。)
- (12) 精神保健福祉士となる資格を有する者( (5) に規定する者を除く。)
- (13) 保健師
- (14) 助産師
- (15) 看護師
- (16) 保育士
- (17) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する普通免許状を有する者
- (18) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
  - ① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
  - ② 児童相談所の所員として勤務した期間
- (19) 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者( (18) に規定する者を除く。)
- (20) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第21条第6項に規定する児童指導員  
なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認めることとする。

<p>心理担当支援員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心理アセスメント</li> <li>・子どもや保護者等の心理的側面からのケア</li> </ul>	<p>公認心理師、大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等</p>
<p>虐待対応専門員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待相談</li> <li>・虐待が認められる家庭等への支援</li> <li>・児童相談所、保健所、市町村保健センターなど関係機関との連携及び調整</li> </ul>	<p>(1) 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者</p> <p>(2) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上相談援助業務に従事したもの</p> <p>(3) 医師</p> <p>(4) 社会福祉士</p> <p>(5) 精神保健福祉士</p> <p>(6) 公認心理師</p> <p>(7) 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの</p> <p>(8) 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの</p> <p>(9) 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの</p> <p>(10) 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの</p> <p>(11) 社会福祉士となる資格を有する者（（4）に規定する者を除く。）</p> <p>(12) 精神保健福祉士となる資格を有する者（（5）に規定する者を除く。）</p> <p>(13) 保健師</p> <p>(14) 助産師</p> <p>(15) 看護師</p> <p>(16) 保育士であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの</p> <p>(17) 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者</p> <p>(18) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの</p> <p>① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間</p> <p>② 児童相談所の所員として勤務した期間</p> <p>(19) 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者（（18）に規定する者を除く。）</p> <p>(20) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第6項に規定する児童指導員</p> <p>なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認めることとする。</p>

# 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置状況(2020年4月現在)

自治体名	自治体名	自治体名	自治体名	自治体名	自治体名	自治体名	自治体名	自治体名	自治体名	自治体名	自治体名	自治体名	自治体名	自治体名													
北海道	旭川市	山形県	上山市	群馬県	嬭恋村	東京都	千代田区	新潟県	柏崎市	静岡県	島田市	滋賀県	甲賀市	鳥取県	三朝町	香川県	善通寺市	熊本県	宇土市								
	千歳市		高島町		片品村		中央区		福生市		野洲市		野洲市		明石市		善通寺市		熊本県	宇土市							
	石狩市		白鷹町		狹山市		港区		狹江市		見附市		東近江市		芦屋市		さぬき市		大分県	大分市							
	札幌市		飯豊町		加須市		新宿区(5)		東大和市		十日町市		京都市(14)		西脇市		綾川町		中津市	中津市							
	名寄市		庄内町		ふじみ野市		文京区		清瀬市		茅野市		福知山市		三木市		松山市		筑紫市	筑紫市							
	帯広市		福島市		和光市		台東区		東久留米市		塩尻市		舞鶴市		大山市		伊予市		国東市	国東市							
	滝川市		郡山市		坂戸市		墨田区		武蔵村山市		千曲市		亀岡市		江府町		高知市		安芸市	安芸市							
	室蘭市		会津若松市		福川市		品川区		多摩市		富士見町		八幡市		松江市		安芸市		宿毛市	宿毛市							
	苫小牧市		相馬市		北本市		目黒区		稲城市		辰野町		綾部市		小野市		高知市		香南市	香南市							
	伊達市		田村市		入間市		大田区		羽村市		箕輪町		大坂市(24)		三田市		高知市		いの町	いの町							
	上富良野町	西会津町	世田谷区(5)	渋谷区	あきる野市	高森町	堺市(2)	加西市	高知市	北九州市(7)	北九州市(7)																
	中富良野町	小野町	渋谷区	中野区	西東京市	木曾町	枚方市	朝来市	高知市	久留米市	久留米市																
	中磯別町	天栄村	嵐山町	杉並区(2)	奥多摩町	池田町	寝屋川市	加東市	高知市	小都市	小都市																
	今金町	水戸市	寄居町	豊島区	瑞穂町	阿智村	豊中市	たつの市	高知市	宗像市	宗像市																
	安平町	筑西市	船橋市	日の出町	日の出町	生坂村	吹田市	福岡町	高知市	古賀市	古賀市																
東神楽町	つばみらい市	柏市	荒川区	大島町	白馬村	高槻市	高槻市	高知市	朝倉市	朝倉市																	
青森県	青森市	茨城県	龍ヶ崎町	東京都	板橋区	愛知県	大府市	大阪府	高槻市	奈良県	奈良市	兵庫県	奈良市	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	香川県	丸亀市								
	三沢市		取手市		練馬区		相模原市(3)		岐阜市		高槻市		葛城市		東大阪市		板井市		和歌山市	鳥取市	丸亀市						
	十和田市		守谷市		足立区		鎌倉市		高山市		豊明市		生駒市		大東市		葛城市		新宮市	鳥取市	丸亀市						
	むつ市		神栖市		葛飾区		藤沢市		多治見市		日進市		香芝市		門真市		生駒市		湯浅町	鳥取市	丸亀市						
	野辺地町		境町		江戸川区		茅ヶ崎市		関市		田原市		五條市		池田市		香芝市		有田川町	鳥取市	丸亀市						
岩手県	盛岡市	栃木県	宇都宮市	千葉県	八千代市	岐阜県	下呂市	三重県	四日市市	鳥取県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	徳島県	美馬市	香川県	高松市	熊本県	玉名市								
	遠野市		足利市		我孫子市		立川市		岐阜市		東郷町		大治町		箕面市		和歌山市		鳥取市	美馬市	高松市	熊本県	玉名市				
	宮古市		大田原市		我孫子市		武蔵野市		岐阜市		東郷町		大治町		能勢町		和歌山市		鳥取市	美馬市	丸亀市	熊本県	玉名市				
	久慈市		矢板市		山武市		青梅市		海老名市		能勢町		設楽町		能勢町		和歌山市		鳥取市	美馬市	丸亀市	熊本県	玉名市				
	矢巾町		芳賀町		いすみ市		青梅市		海老名市		能勢町		設楽町		能勢町		和歌山市		鳥取市	美馬市	丸亀市	熊本県	玉名市				
宮城県	仙台市(6)	群馬県	沼田市	東京都	八王子市	新潟県	長岡市	静岡県	伊那市	滋賀県	大津市	鳥取県	鳥取市	徳島県	丸亀市	香川県	丸亀市	熊本県	天草市								
	石巻市		前橋市		市原市		昭島市		調布市		町田市		小平市		日野市		東村山市		国分寺市	国分寺市	国分寺市	国分寺市	国分寺市	国分寺市	国分寺市	国分寺市	国分寺市
	大崎市		桐生市		伊勢崎市		野田市		市原市		流山市		鎌ヶ谷市		市川市		習志野市		成田市	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市
滝谷町	沼田市	藤岡市	富岡市	みどり市	みどり市	みどり市	みどり市	みどり市	みどり市	みどり市	みどり市	みどり市	みどり市	みどり市	みどり市	みどり市	みどり市	みどり市	みどり市	みどり市							
秋田県	湯沢市	湯沢市	湯沢市	湯沢市	湯沢市	湯沢市	湯沢市	湯沢市	湯沢市	湯沢市	湯沢市	湯沢市	湯沢市	湯沢市	湯沢市	湯沢市	湯沢市	湯沢市	湯沢市	湯沢市	湯沢市						
横手市	横手市	横手市	横手市	横手市	横手市	横手市	横手市	横手市	横手市	横手市	横手市	横手市	横手市	横手市	横手市	横手市	横手市	横手市	横手市	横手市	横手市						

設置自治体数	432
設置小所数	495

※ 1つの自治体で複数箇所設置している場合、括弧内に箇所数を記載している。

# (1) 里親数、施設数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

<b>里親</b>	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	<b>ファミリーホーム</b>	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)	
			12,315世帯	4,379世帯	5,556人		ホーム数	372か所
	区分 (里親は 重複登録 有り)	養育里親	10,136世帯	3,441世帯	4,235人			
		専門里親	702世帯	193世帯	223人			
		養子縁組里親	4,238世帯	317世帯	321人			
親族里親		588世帯	558世帯	777人				
					委託児童数	1,548人		

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	140か所	605か所	50か所	58か所	226か所	176か所
定員	3,857人	31,826人	1,985人	3,609人	4,672世帯	1,148人
現員	2,678人	24,908人	1,366人	1,226人	3,735世帯 児童6,333人	643人
職員総数	5,048人	18,869人	1,384人	1,815人	2,084人	858人

<b>小規模グループケア</b>	1,790か所
<b>地域小規模児童養護施設</b>	423か所

※里親数、F Hホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(平成31年3月末現在)

※児童自立支援施設・自立援助ホームの施設数・定員・現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成30年10月1日現在)

※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成30年10月1日現在)

※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成31年3月1日現在)

※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

# 社会福祉士の資格の概要

## 1 社会福祉士の定義

社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者

「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号) 第2条第1項

## 2 資格取得方法

3つのルートの内いずれかにより国家試験の受験資格を取得し、社会福祉士国家試験に合格し、登録することが必要

- ① 福祉系大学等で社会福祉に関する指定科目を修めて卒業する「福祉系大学等ルート」
- ② 福祉系大学等で社会福祉の基礎科目を修めて卒業等した後、短期養成施設で6月以上修学する「短期養成施設ルート」
- ③ 一般大学等を卒業又は4年以上相談援助業務に従事等した後、一般養成施設で1年以上修学する「一般養成施設ルート」

## 3 国家試験の概要

- 形態：年1回の筆記試験(2月上旬に実施)
- 試験の実施状況(令和元年度実施の第32回試験結果)  
受験者数39,629人、合格者数11,612人(合格率29.3%)
- 筆記試験の科目(19科目)

①人体の構造と機能及び疾病、②心理学理論と心理的支援、③社会理論と社会システム、④現代社会と福祉、⑤社会調査の基礎、⑥相談援助の基盤と専門職、⑦相談援助の理論と方法、⑧地域福祉の理論と方法、⑨福祉行財政と福祉計画、⑩福祉サービスの組織と経営、⑪社会保障、⑫高齢者に対する支援と介護保険制度、⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度、⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、⑮低所得者に対する支援と生活保護制度、⑯保健医療サービス、⑰就労支援サービス、⑱権利擁護と成年後見制度、⑲更生保護制度

※⑥、⑦がソーシャルワークに該当。なお、精神保健福祉士については、その申請により精神保健福祉士試験との共通科目(①、②、③、④、⑧、⑨、⑪、⑬、⑮、⑯、⑱の11科目)の試験が免除される。

## 4 資格者の登録状況

250,290人(令和2年8月末現在)

## 5 社会福祉士養成施設等の状況

- 学校、養成施設数(令和2年4月1日時点)  
福祉系大学等：248校 311課程 定員21,521人  
社会福祉士指定養成施設：69校96課程 定員14,143人

# 精神保健福祉士制度

資格者の登録状況

90,828人

(令和2年8月末現在)

## 1 概要

精神保健福祉士は、精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)に基づく名称独占の資格であり、精神保健福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいう。

## 2 主な配置先

病院(精神科病院、一般病院)、診療所、障害者支援施設、障害福祉サービス等事業所、行政機関(精神保健福祉センター、保健所)、保護観察所 等

## 3 受験・合格状況

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回	第21回	第22回	合計
(年度)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(元)	
受験者数(人)	4,866	3,535	4,282	5,480	9,039	5,831	6,711	7,289	7,434	7,375	7,186	7,085	7,233	7,770	7,144	7,119	7,183	7,173	7,174	6,992	6,779	6,633	147,313
合格者数(人)	4,338	2,586	2,704	3,415	5,799	3,589	4,111	4,470	4,482	4,456	4,434	4,488	4,219	4,865	4,062	4,149	4,402	4,417	4,446	4,399	4,251	4,119	92,201
合格率(%)	89.1	73.2	63.1	62.3	64.2	61.6	61.3	61.3	60.3	60.4	61.7	63.3	58.3	62.6	56.9	58.3	61.3	61.6	62.0	62.9	62.7	62.1	62.6
登録者数(人)	—	4,169	2,486	2,677	3,334	5,655	3,590	4,039	4,376	4,442	4,363	6,871	3,543	5,850	3,387	4,114	5,017	3,479	4,831	4,696	4,231	4,002	—

# 資格の例

**業務独占資格：業務独占資格は、有資格者以外が携わることが禁じられている業務を独占的に行うことができる資格。**

**例) 医師、看護師、薬剤師 など**

○国民の生命、健康、財産などを守ることにつながる業務について、国が責任を持って一定の基準を定め、一定の水準以上の知識・技術を習得していることを国又は都道府県が確認する必要があるもの。

	根拠条文	人数
医師	<p>【医師法（昭和23年法律第201号）】 第17条 医師でなければ、医業をなしてはならない。</p>	<p>* 登録者数 327,210人（平成30年12月末時点） （医師・歯科医師・薬剤師統計）</p>
看護師	<p>【保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）】 第5条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくははじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。 第31条 看護師でない者は、第5条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。</p>	<p>* 就業者数 1,210,665人（平成28年時点） （厚生労働省医政局看護課調べ）</p>
薬剤師	<p>【薬剤師法（昭和35年法律第146号）】 第19条 薬剤師でない者は、販売又は授与の目的で調剤してはならない。ただし、医師若しくは歯科医師が次に掲げる場合において自己の処方せんにより自ら調剤するとき、又は獣医師が自己の処方せんにより自ら調剤するときは、この限りでない。</p>	<p>* 登録者数 311,289人（平成30年12月末時点） （医師・歯科医師・薬剤師統計）</p>

**名称独占資格：有資格者以外はその名称を用いて業務を行うことが認められていない資格。**

**例) 保育士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師 など**

- 一定の水準以上の知識・技術を有する者に対して資格を付与することによって、有資格者の提供する業務の質を担保する必要があるもの。
- 有資格者以外の者に対して、当該資格の名称を用いて業務を行うことを禁ずることにより、事業主や利用者等にとって質の高い者の選択が容易となる。

保育士	<p>【児童福祉法（昭和22年法律第164号）】                  第18条の4 この法律で、保育士とは、第18条の18第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。                  第18条の23 保育士でない者は、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。</p>	* 登録者数 1,598,556人（平成31年4月1日時点） （厚生労働省子ども家庭局調べ）
社会福祉士	<p>【社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）】                  第2条第1項 この法律において「社会福祉士」とは、第28条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者をいう。                  第48条第1項 社会福祉士でない者は、社会福祉士という名称を使用してはならない。</p>	* 登録者数 238,821人（令和元年12月末時点） （厚生労働省HP）
介護福祉士	<p>【社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）】                  第2条第2項 この法律において「介護福祉士」とは、第42条第1項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう。                  第48条第2項 介護福祉士でない者は、介護福祉士という名称を使用してはならない。</p>	* 登録者数 1,693,165人（令和元年時点） （厚生労働省HP）
精神保健福祉士	<p>【精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）】                  第2条 この法律において「精神保健福祉士」とは、第28条の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいう。                  第42条 精神保健福祉士でない者は、精神保健福祉士という名称を使用してはならない。</p>	* 登録者数 86,763人（令和2年1月末時点） （社会福祉振興・試験センターHP）
公認心理師	<p>【公認心理師法（平成27年法律第68号）】                  第2条 この法律において「公認心理師」とは、第28条の登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。                  一 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。                  二 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。                  三 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。                  四 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。                  第44条 公認心理師でない者は、公認心理師という名称を使用してはならない。</p>	* 登録者数 34,170人（令和元年12月末現在） （日本心理研修センターHP）



**任用資格等**

<p>家庭裁判所調査官</p>	<p>【裁判所法（昭和22年法律第59号）】 第61条の2 各家庭裁判所及び各高等裁判所に家庭裁判所調査官を置く。 第61条の3 各家庭裁判所に家庭裁判所調査官補を置く。</p>	<p>—</p>
<p>建築主事 (建築基準適合判定資格者)</p>	<p>【建築基準法（昭和25年法律第201号）】 第4条第1項 政令で指定する人口25万以上の市は、その長の指揮監督の下に、第6条第1項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために、建築主事を置かなければならない。 第2項 市町村（前項の市を除く。）は、その長の指揮監督の下に、第6条第1項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために、建築主事を置くことができる。 第5項 都道府県は、都道府県知事の指揮監督の下に、第1項又は第2項の規定によつて建築主事を置いた市町村区域外における建築物に係る第6条第1項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために、建築主事を置かなければならない。 第77条の24第1項 指定確認検査機関は、確認検査を行うときは、確認検査員に確認検査を実施させなければならない。 第2項 確認検査員は、第77条の58第1項の登録を受けた者のうちから、選任しなければならない。</p>	<p>1,460人（平成29年度末） (国土交通省「建築基準法施行関係統計報告集計」)</p>
<p>障害者職業カウンセラー</p>	<p>【障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）】 第24条第1項 機構は、障害者職業センターに、障害者職業カウンセラーを置かなければならない。 第2項 障害者職業カウンセラーは、厚生労働大臣が指定する試験に合格し、かつ、厚生労働大臣が指定する講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければならない。</p>	<p>* 障害者職業センター配置者数 313人（令和元年4月現在） (独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による)</p>
<p>介護支援専門員 (ケアマネジャー)</p>	<p>【介護保険法（平成9年法律第123号）】 第7条第5項 この法律において「介護支援専門員」とは、要介護者又は要支援者からの相談に応じ、及びサービス等がその心身状況等に適切な（中略）サービス（中略）を利用できるように（中略）介護支援事業を行う者（中略）等との連絡調整等を行う者であつて、（中略）要介護者等が自立した日常生活を営むに必要と認められる専門的知識及び技術を有するものとして第69条の7第1項の介護支援専門員証の交付を受けたものをいう。 第69条の2第1項 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であつて、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。（後略）</p>	<p>* 従事者数（実数）197,230人 (平成29年10月1日現在) (介護サービス施設・事業所調査)</p>

**団体による認定資格**

<p>スクールソーシャルワーカー</p>	<p>【学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）】 第65条の3 スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。 【文部科学省「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」（平成25年4月1日）】 社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者から、実施主体が選考し、スクールソーシャルワーカーとして認めた者とする。ただし、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者であつて、次の職務内容を適切に遂行できる者のうちから、実施主体が選考し、スクールソーシャルワーカーとして認めた者も可とする。 ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整 ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援 ④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 ⑤ 教職員等への研修活動 【文部科学省「児童生徒の教育相談の充実について ～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～」 (「教育相談等に関する調査研究協力者会議」報告)。(平成29年1月)】 SSWの資格は、①社会福祉士又は精神保健福祉士有資格者が適当で、かつSSW教育課程修了者(※)、これと同等の知識や技術を学ぶ職能団体や学会等の講習会を修了した者がより適当である。 (※)一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟が定める認定課程を修了した者</p>	<p>2,377人 (平成30年度実績) (文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)</p>
----------------------	--	--

# 地方自治体に配置されている有資格者の例

## 有資格者

## 場所

## 配置の要件

医師  
(327,210人)  
\*登録者数  
(平成30年12月末時点)

保健所  
(730人)  
(平成30年3月31日時点)

....

保健所の所長は原則として、一定の要件を満たす医師でなければならない。また、職員は、医師、保健師等のうち、保健所を設置する地方自治体の長が必要と認める職員が置かれる。

児童相談所  
(664人)  
(平成31年4月1日時点)

....

児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導を行う者として、医師又は保健師を置かなければならない。

保健師  
(62,118人)  
\*就業者数  
(平成28年時点)

保健所  
(8,362人)  
(平成30年3月31日時点)

....

医師、保健師等のうち、保健所を設置する地方自治体の長が必要と認める職員が置かれる。

児童相談所  
(143人)  
(平成31年4月1日時点)

....

児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導を行う者として、医師又は保健師を置かなければならない。

保育士  
(1,598,556人)  
\*登録者数  
(平成31年4月1日時点)

保育所  
(464,269人)  
(平成29年10月1日時点)

....

保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。  
(0歳児 3:1、 1・2歳児 6:1、 3歳児 20:1、 4歳以上児 30:1  
※ただし、保育士は最低2名以上配置)

児童養護施設  
(6,218人)  
(平成31年4月1日時点)

....

児童養護施設には、嘱託医や保育士、乳児が入所している場合には看護師を置かなければならない。  
(0~1歳児 1.6:1、 2歳児 2:1、 3歳以上幼児 4:1、  
小学生以上 5.5:1、 45人以下の施設は更に1人追加)

社会福祉士  
(238,821人)  
\*登録者数  
(令和元年12月末時点)

児童相談所  
(1,639人)  
(平成31年4月1日時点)

....

児童福祉司は、社会福祉士等のうちから、任用しなければならない。

地域包括支援センター  
(9,258人)  
(平成30年4月末時点)

....

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、その他これに準ずる者を置かなければならない。  
(省令において、原則として、地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね3000人以上6000人未満ごとに、保健師その他これに準ずる者を1人、社会福祉士その他これに準ずる者を1人、主任介護支援専門員その他これに準ずる者を1人置くこととしており、これに従い市町村が条例で職員数を定める。)

精神保健福祉士  
(86,763人)  
\*登録者数  
(令和2年1月末時点)

精神保健福祉センター、保健所  
(786人)  
(平成29年度末時点)

....

都道府県及び市町村は、精神保健福祉センター及び保健所に、精神保健福祉士等の必要な職員を配置することができる。

建築主事  
(1,460人)  
(平成29年度末)

市町村、都道府県

....

建築物の建築等をしようとする場合、工事に着手する前に建築基準関係規定に適合するものであることを確認するため、政令で指定する人口25万以上の市においては、建築主事を置かなければならない。

社会教育主事  
(1,679人)  
(平成30年10月1日時点)

教育委員会事務局

....

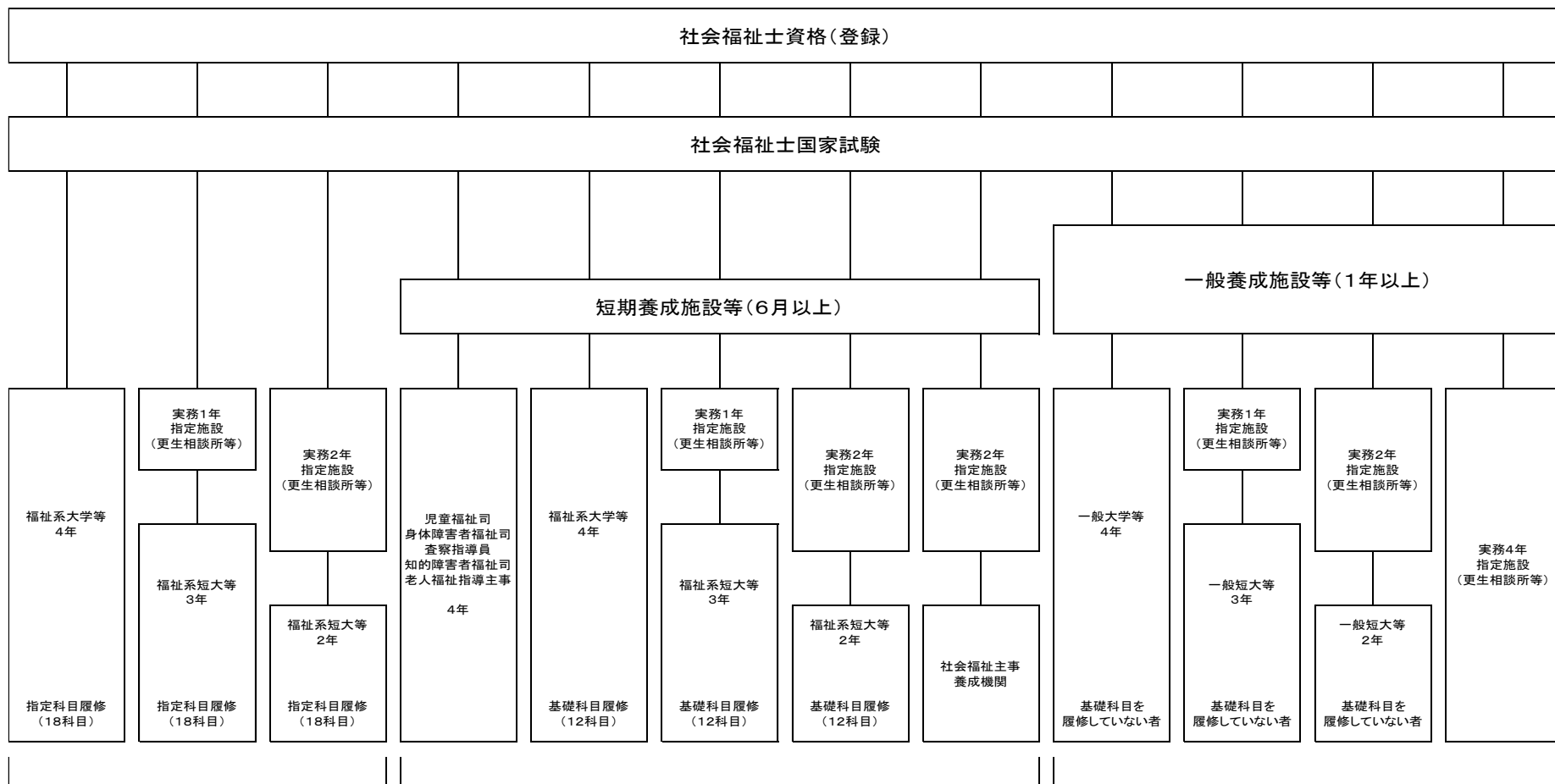
社会教育主事を置かなければならない。

## 資格の取得方法の例

- 大学等で必要な学科（実習含む）を修めて卒業後、試験により取得（保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等）**  
大学等で必要な学科を修めて卒業し、看護師国家試験及び保健師国家試験に合格した者が保健師となることができる。
- 行政機関内で一定の養成プログラムの下に現場の実務と研修を経て取得（家庭裁判所調査官等）**  
家庭裁判所調査官補として採用された後、見学等で初歩的な知識を習得する実務修習（予習期）（約1か月）、講義等で基礎的知識・技法を習得する前期合同研修（約3か月）、指導者の調査を補助し、実践的知識・技法を習得する実務修習（約1年1か月）、演習等でより高度な知識・技法を習得する後期合同研修（約6か月）から成る家庭裁判所調査官養成課程を経て、家庭裁判所調査官に任命される。  
※合同研修は裁判所職員総合研修所で行われ、実務修習は、全国の家庭裁判所で指導担当者による指導の下に行われる。
- 一定の実務経験を要件とした上で、試験により取得（建築主事等）**  
一級建築士試験に合格し、建築行政又は指定確認検査機関における確認検査の業務に関して2年以上の実務の経験を有する者で国土交通大臣が実施する建築基準適合判定資格者検定に合格したものが建築主事に任命される。
- 一定の実務経験を要件とした上で、講習の受講により取得（社会教育主事等）**  
大学卒業者等で社会教育関係の業務における3年の実務経験を経た者や、教員免許を有し教員等の職における5年間の実務経験を経た者等で、文部科学大臣の委嘱を受けた大学等が行う講習（150時間程度）を修了したものが社会教育主事に任命される。
- 一定の実務経験を要件とした上で、試験及び講習の受講により取得（介護支援専門員（ケアマネジャー）等）**  
保健医療福祉分野における国家資格等に基づく業務又は相談援助業務における5年の実務経験を経た者で、都道府県が実施する介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、都道府県が実施する実務研修の課程を修了したものが介護支援専門員（ケアマネジャー）となることができる。

# 社会福祉士の資格取得ルート

- 社会福祉士の資格を取得するためには国家試験に合格する必要があるが、受験資格を得るには大きく分けて3ルートある。
- ① 福祉系大学等で社会福祉に関する指定科目を修めて卒業する「福祉系大学等ルート」
  - ② 福祉系大学等で社会福祉の基礎科目を修めて卒業等した後、短期養成施設で6月以上修学する「短期養成施設ルート」
  - ③ 一般大学等を卒業又は4年以上相談援助業務に従事等した後、一般養成施設で1年以上修学する「一般養成施設ルート」



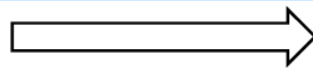
(参考) 社会福祉士国家試験合格者数(第31回)

7, 232人(58. 1%)	711人(5. 7%)	4, 513人(36. 2%)
-----------------	-------------	-----------------

注) 国家試験合格者数の表中、括弧内は全合格者数に対する各ルートの合格者数の割合を示している。

# 社会福祉士養成課程の教育内容の見直し 【新旧対照表】

【現行】 一般養成 22科目、1,200時間  
短期養成 6科目、660時間



【見直し後】 一般養成 23科目、1,200時間  
短期養成 8科目、720時間

社会福祉士養成科目【現行】	一般養成 (時間数)	短期養成 (時間数)	大学等	
			指定科目	基礎科目
①人体の構造と機能及び疾病	30		○	○
②心理学理論と心理的支援	30		○	○
③社会理論と社会システム	30		○	○
④現代社会と福祉	60	60	○	
⑤社会調査の基礎	30		○	○
⑥相談援助の基盤と専門職	60		○	○
⑦相談援助の理論と方法	120	120	○	
⑧地域福祉の理論と方法	60	60	○	
⑨福祉行財政と福祉計画	30		○	○
⑩福祉サービスの組織と経営	30		○	○
⑪社会保障	60		○	○
⑫高齢者に対する支援と介護保険制度	60		○	○
⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30		○	○
⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	30		○	○
⑮低所得者に対する支援と生活保護	30		○	○
⑯保健医療サービス	30		○	○
⑰就労支援サービス	15		○	○
⑱権利擁護と成年後見制度	30		○	○
⑲更生保護制度	15		○	○
⑳相談援助演習	150	150	○	
㉑相談援助実習指導	90	90	○	
㉒相談援助実習	180	180	○	
合計	1,200	660	22科目	16科目

大学等においては  
3科目のうち1科目を履修

大学等においては  
3科目のうち1科目を履修

社会福祉士養成科目【見直し後】	一般養成 (時間数)	短期養成 (時間数)	大学等	
			指定科目	基礎科目
①医学概論	30		○	○
②心理学と心理的支援	30		○	○
③社会学と社会システム	30		○	○
④社会福祉の原理と政策	60	60	○	
⑤社会福祉調査の基礎	30		○	○
⑥ソーシャルワークの基盤と専門職	30		○	○
⑦ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	30		○	○
⑧ソーシャルワークの理論と方法	60	60	○	
⑨ソーシャルワークの理論と方法(専門)	60	60	○	
⑩地域福祉と包括的支援体制	60	60	○	
⑪福祉サービスの組織と経営	30		○	○
⑫社会保障	60		○	○
⑬高齢者福祉	30		○	○
⑭障害者福祉	30		○	○
⑮児童・家庭福祉	30		○	○
⑯貧困に対する支援	30		○	○
⑰保健医療と福祉	30		○	○
⑱権利擁護を支える法制度	30		○	○
⑲刑事司法と福祉	30		○	○
㉑ソーシャルワーク演習	30	30	○	
㉒ソーシャルワーク演習(専門)	120	120	○	
㉓ソーシャルワーク実習指導	90	90	○	
㉔ソーシャルワーク実習	240	240	○	
合計	1,200	720	23科目	15科目

大学等においても、全ての科目の履修を必修化

※科目の見直しについては、代表的なもののみ掲載。新たな教育内容は令和3年度から順次適用予定。

# 社会福祉士養成課程の教育内容等の見直し（概要）

## 見直しの背景

- 平成30年3月にとりまとめられた、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について（以下「報告書」という。）」を踏まえ、今後、地域共生社会の実現を推進し、新たな福祉ニーズに対応するため、ソーシャルワークの専門職としての役割を担って行ける実践能力を有する社会福祉士を養成する必要があることから、教育内容等を見直すため、各分野の専門有識者及び実践者からなる「作業チーム」を設置。

## 「報告書」抜粋

- 地域共生社会の実現を推進し、新たな福祉ニーズに対応するためには、これらのソーシャルワーク機能（※1）の発揮が必要であり、ソーシャルワークの専門職である社会福祉士が、その役割を担っていけるような実践能力を習得する必要があることから、現行のカリキュラムを見直し、内容の充実を図っていく必要がある。

※1 これらのソーシャルワーク機能

- 複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制を構築するために求められるソーシャルワークの機能
- 地域住民等が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制を構築するために求められるソーシャルワークの機能

- 社会福祉士の実践能力を高めていくためには、カリキュラムの見直しの中で、実践能力を養うための機会である実習や演習を充実させるとともに、教員が新カリキュラムを展開していくための研修や教員・実習指導者の要件等について検討する必要がある。

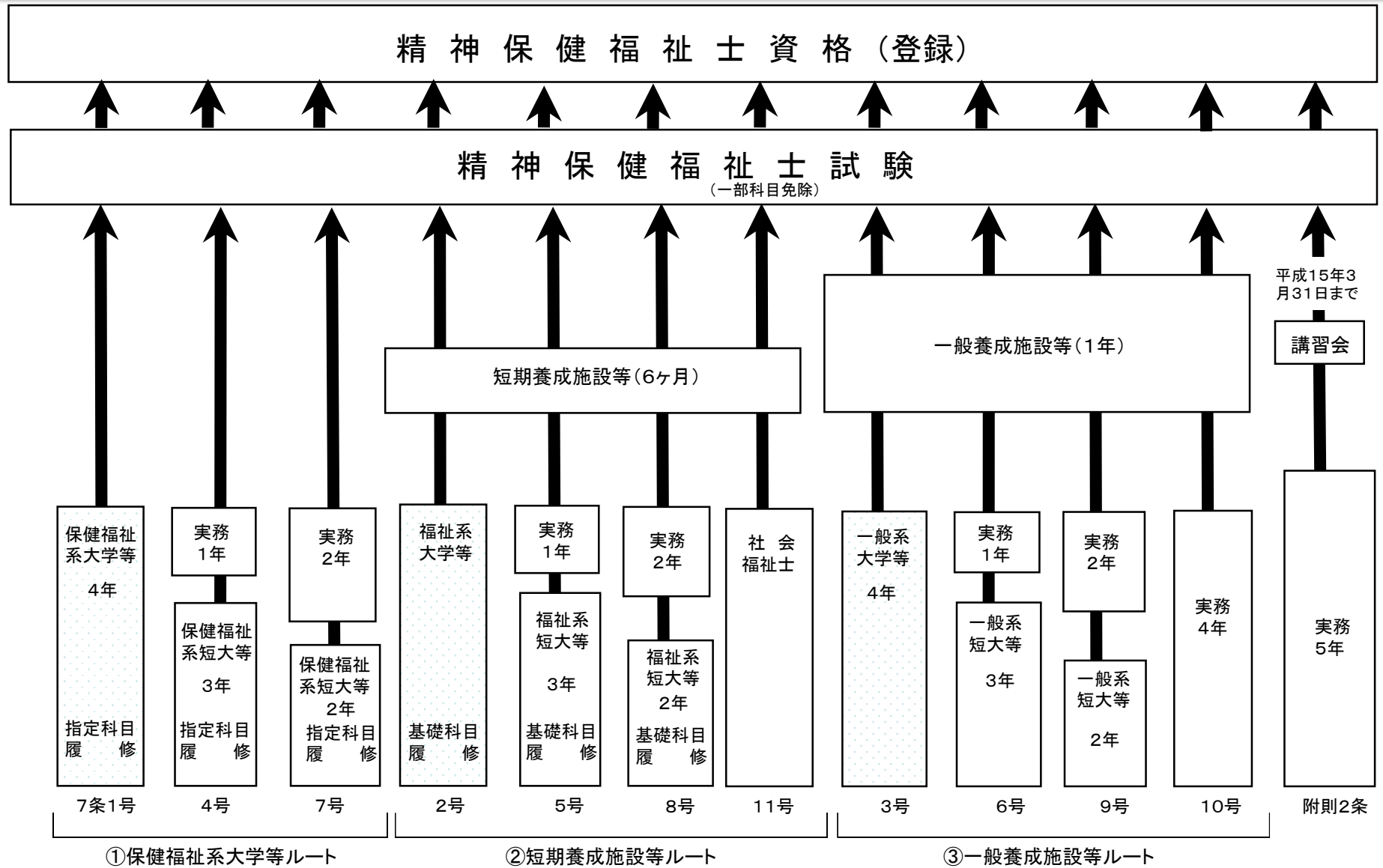
## 見直しの方向性

- 「報告書」及び平成19年度カリキュラム改正以降の社会状況の変化や法制度の創設等を踏まえ、ソーシャルワーク機能を発揮できる実践能力の習得が図られるよう、以下の点について、教育内容の見直しを行った。
  - 1 養成カリキュラムの内容の充実
  - 2 実習及び演習の充実
  - 3 実習施設の範囲の見直し 等

## 教育内容の見直しのスケジュール

- 2019（令和元）年度から周知を行う。2021（令和3）年度より順次導入を想定。

# 精神保健福祉士の資格取得ルート



(参考) 精神保健福祉士国家試験合格者数(第21回)

1, 539人(36. 2%)	1, 804人(42. 4%)	908人(21. 4%)
-----------------	-----------------	--------------

注) 国家試験合格者数の表中、括弧内は全合格者数に対する各ルートの合格者数の割合を示している。

# 精神保健福祉士養成課程の教育内容の見直し【新旧対照表】

【現行】 精神保健福祉士養成科目	一般養成 (時間数)	短期養成 (時間数)	大学等			【見直し後】 精神保健福祉士養成科目	一般養成 (時間数)	短期養成 (時間数)	大学等	
			指定科目	基礎科目					指定科目	基礎科目
①人体の構造と機能及び疾病	30		○	○		①医学概論	30		○	○
②心理学理論と心理的支援	30		○	○		②心理学と心理的支援	30		○	○
③社会理論と社会システム	30		○	○		③社会学と社会システム	30		○	○
④現代社会と福祉	60		○	○	●	④社会福祉の原理と政策	60		○	○
⑤地域福祉の理論と方法	60		○	○	●	⑤地域福祉と包括的支援体制	60		○	○
⑥社会保障	60		○	○		⑥社会保障	60		○	○
⑦低所得者に対する支援と生活保護	30		○	○	●	⑦障害者福祉	30		○	○
⑧福祉行財政と福祉計画	30		○	○	●	⑧権利擁護を支える法制度	30		○	○
⑨保健医療サービス	30		○	○	●	⑨刑事司法と福祉	30		○	○
⑩権利擁護と成年後見制度	30		○	○	●	⑩社会福祉調査の基礎	30		○	○
⑪障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30		○	○	●	⑪精神医学と精神医療	60	60	○	
⑫精神疾患とその治療	60	60	○			⑫現代の精神保健の課題と支援	60	60	○	
⑬精神保健の課題と支援	60	60	○			⑬ソーシャルワークの基盤と専門職	30		○	○
⑭精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）	30		○	○		⑭精神保健福祉の原理	60	60	○	
⑮精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	30	30	○		●	⑮ソーシャルワークの理論と方法	60	60	○	
⑯精神保健福祉の理論と相談援助の展開	120	120	○		●	⑯ソーシャルワークの理論と方法（専門）	60	60	○	
⑰精神保健福祉に関する制度とサービス	60	60	○		●	⑰精神障害リハビリテーション論	30	30	○	
⑱精神障害者の生活支援システム	30	30	○		●	⑱精神保健福祉制度論	30	30	○	
⑲精神保健福祉援助演習（基礎）	30		○	○	●	⑲ソーシャルワーク演習	30		○	○
⑳精神保健福祉援助演習（専門）	60	60	○			⑳ソーシャルワーク演習（専門）	90	90	○	
㉑精神保健福祉援助実習指導	90	90	○			㉑ソーシャルワーク実習指導	90	90	○	
㉒精神保健福祉援助実習	210	210	○			㉒ソーシャルワーク実習	210	210	○	
合計	1,200	720	22科目	13科目		合計	1,200	750	22科目	12科目

※ 統合や分割等により再構築を図った科目について、代表的なもののみ矢印を掲載。新たな教育内容は令和3年度から順次適用予定。



# 精神保健福祉士養成課程の教育内容等の見直し（概要）

## 見直しの背景

- 精神保健福祉士を取り巻く環境の変化に伴い、精神保健福祉士が果たす役割は、精神障害者に対する援助のみならず、精神障害等によって日常生活又は社会生活に支援を必要とする者や精神保健（メンタルヘルス）の課題を抱える者への援助へと拡大してきている。
- 役割の拡大とともに精神保健福祉士の配置・就労状況も、医療（病院・診療所など）、福祉（障害福祉サービス等事業所など）、保健（行政など）から、教育（各種学校など）、司法（更生保護施設、刑務所等矯正施設など）や産業・労働（ハローワーク、EAP企業、一般企業など）へ拡大している。
- また、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討委員会）や社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会より、包括的な相談支援を担える人材育成等のため養成カリキュラムの見直しを検討すべきとの指摘がされている。

### 〔精神保健福祉士を取り巻く環境の変化の例〕

出典：精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会 中間報告書

- 平成25年、地域社会における共生の実現に向けて、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、「障害者自立支援法」改正、「障害者総合支援法」の施行
- 平成29年、「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書において、精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことを新たな理念として明記
- アルコール、薬物、ギャンブル等の各依存症などへの対策として、人材育成や依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関等の地域の医療・相談支援体制の整備を推進することや、予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備の推進

### 〔地域力強化検討委員会中間とりまとめ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～〕

“我が事・丸ごと”を実現するためには、制度横断的な知識を有し、アセスメントの力、支援計画の策定・評価、関係者の連携・調整・資源開発までできるような、包括的な相談支援を担える人材育成に取り組むべきである。また、ソーシャルワーカーの養成や配置等については、国家資格として現在の養成カリキュラムの見直しも含めて検討すべきである。

- 以上のことから、精神保健福祉士を取り巻く状況に的確に対応できる人材を育成することを目的に、「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」及び具体的な教育内容等に関する検討を行うワーキンググループを設置し、教育内容の検討を行った。

## 見直しの方向性

- 2012（平成24）年度の現行カリキュラムの施行以降の社会状況の変化や法制度の創設等を踏まえ、精神保健福祉士を取り巻く状況に的確に対応できる人材が育成されるよう、以下の点について、教育内容の見直しを行った。
  - 1 養成カリキュラムの内容の充実
  - 2 実習・演習の充実
  - 3 実習施設の範囲の見直し 等

## 教育内容の見直しのスケジュール

- 2019（令和元）年度から周知を行う。2021（令和3）年度より順次導入を想定。

# 2019年度における児童福祉司の専門職採用実施状況

2020年度に任用予定の職員の採用において、  
福祉専門職採用を実施

69か所

北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、横須賀市、金沢市、明石市

## ①福祉全般に関する専門職

(児童家庭福祉関係以外に、例えば、高齢者福祉、障害者福祉、精神保健福祉、生活保護等に配属される福祉専門職)

58か所

北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、熊本県、宮崎県、長崎県、沖縄県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、横須賀市、金沢市、明石市

## ②児童家庭福祉関係に限定した福祉専門職

(児童相談所以外に、例えば、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児入所施設、婦人相談所等に配属される福祉専門職)

6か所

群馬県、静岡県、島根県、徳島県、佐賀県、鹿児島県

## ③児童相談所に限定した専門職

(原則として児童相談所に配属されるが、経験を積ませる等の目的で児童相談所以外に配属されることも有り得る)

14か所

埼玉県、千葉県、東京都、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、岡山県、山口県、福岡県、さいたま市、大阪市、金沢市、明石市

※ 2019年度において児童相談所を設置している地方自治体（70か所）における2020年度の福祉専門職の職員の採用実施に当たり、2019年度の採用実施状況について調査したもの。過去に福祉専門職採用を実施していたが2019年度は実施していない地方自治体は上記には含まれていない。

※ ①及び③に重複がある。

## 福祉専門職採用における受験資格の例

### ○例 1

- ・ 大学又は大学院において、心理学、教育学又は社会学の課程を修めて卒業又は修了した人
- ・ 国立障害者リハビリテーションセンター学院の児童指導員科を卒業した人
- ・ 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所養成部を卒業した人
- ・ 上智社会福祉専門学校社会福祉専門課程社会福祉士・児童指導員科を卒業した人
- ・ 社会福祉士の資格を有する人
- ・ 精神保健福祉士の資格を有する人

### ○例 2

- ・ 社会福祉主事の任用資格を有する人

### ○例 3

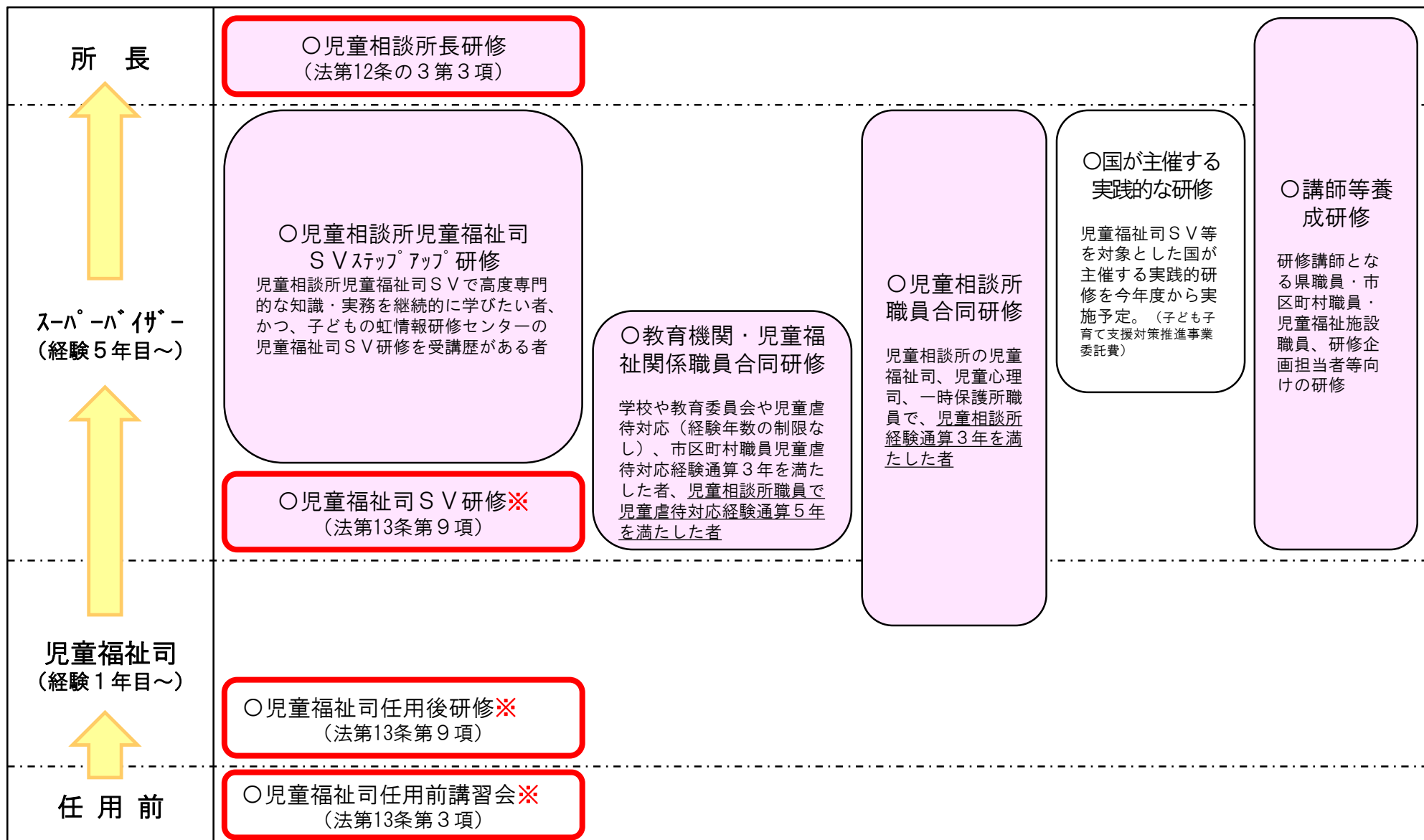
- ・ 児童福祉司の任用資格を有する人

### ○例 4

- ・ 社会福祉士の資格を有する人

※このほか、社会福祉士や社会福祉主事とその他の資格との併用等がある。

# 児童福祉司に対する研修等について



※ 雇児発0331第16号平成29年3月31日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童福祉司等及び要保護児童対策地域調整機関の調整担当者の研修等について」において各研修における到達目標が定められている。

○ (赤枠) : 法定研修(義務)

○ (紫枠) : 子どもの虹情報研修センター及び西日本こども研修センターあかしにおいて実施されている研修(令和元年度)

# 児童福祉司等の義務化された研修のカリキュラム等について

改正児童福祉法を踏まえ義務化された、平成29年4月から実施される児童福祉司等に対する研修の内容については、「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG（座長 山縣文治：関西大学教授）」において、児童相談所等の専門性強化を図るための検討を行い、研修等の到達目標やカリキュラム等を策定し、当該カリキュラム等を基に、研修等の基準等を平成29年厚生労働省告示第130号、同第131号、同第132号、同第134号で定め、詳細については、「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（平成29年3月31日付け雇児発0331第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において示したところである。

	児童福祉司任用前講習会	児童福祉司任用後研修	児童福祉司 スーパーバイザー研修	要保護児童対策調整機関 専門職研修
到達目標	知識、態度について 82項目	知識、技術、態度について 151項目	知識、技術、態度について 87項目	知識、技術、態度について 219項目
時間数等	30時間（90分×20コマ） 講義を中心に演習と一体的に 実施	30時間（90分×20コマ） 演習を中心に講義と一体的に 実施	28.5時間（90分×19コマ） 演習15コマ、講義4コマ	28.5時間（90分×19コマ） 講義13コマ、演習6コマ
研修期間	5日間程度 （修業期間は概ね1月以内）	5日間程度 （修業期間は概ね6月以内）	OJTをはさんで前期3日程 度、後期3日程 度（修業期間は概ね6月以内）	5日間程度、 または3日程を2回 （修業期間は概ね6月以内）
実施主体	都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は研修を適切に実施すると認められる団体として都道府県等から委託を受けた法人 ※スーパーバイザー研修については、平成29年度は試行的実施			
講師	講師は各科目を教授するのに適当な者であること			
研修の 修了	振り返り（レポート作成等）、修了証の交付、修了の記録（修了者名簿等による管理）			

児童福祉司任用前講習会			児童福祉司任用後研修			児童福祉司スーパーバイザー研修			要保護児童対策調整機関専門職研修		
番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数
1	子どもの権利擁護	1	1	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	4	1	子どもの権利擁護と子ども家庭福祉の現状・課題	1	1	子どもの権利擁護と倫理	1
2	子ども家庭福祉における倫理的配慮	1	2	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	2	スーパービジョンの基本(講義)	1	2	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1
3	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1	3	児童相談所における方針決定の過程	1	3	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	2	3	要保護児童対策地域協議会の運営	2
4	子どもの成長・発達と生育環境	2	4	社会的養護における自立支援	3	4	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	4	会議の運営とケース管理	1
5	ソーシャルワークの基本	1	5	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	3	5	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	1	5	児童相談所の役割と連携	1
6	子ども家庭支援のためのケースマネジメントの基本	3	6	行政権限の行使と司法手続き	2	6	行政権限の行使と司法手続き	1	6	子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	2
7	児童相談所における方針決定の過程	1	7	子ども虐待対応	4	7	子ども虐待対応	4	7	社会的養護と市区町村の役割	1
8	社会的養護における自立支援	2	8	非行対応	2	8	非行対応	1	8	子どもの成長・発達と生育環境	1
9	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	2				9	社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク	2	9	子どもの生活に関する諸問題	1
10	行政権限の行使と司法手続き	1				10	スーパービジョンの基本(演習)	3	10	子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	2
11	子ども虐待対応の基本	3				11	子どもの発達と虐待の影響、子どもの生活に関する諸問題	1	11	子ども虐待対応	3
12	非行対応の基本	1				12	ソーシャルワークとケースマネジメント	1	12	母子保健の役割と保健機関との連携	1
13	障害相談・支援の基本	1							13	子どもの所属機関の役割と連携	1
									14	子どもと家族の生活に関する法と制度の理解と活用	1
合計 20コマ【30時間】			合計 20コマ【30時間】			合計 19コマ【28.5時間】			合計 19コマ【28.5時間】		

※ 1コマ=90分 ※ 科目の番号は講義、演習の順番を表すものではない。

# 児童福祉司スーパーバイザー研修の実施について

## 1. 背景

改正児童福祉法を踏まえ義務化された、平成29年4月から実施される児童福祉司等に対する研修の内容については、「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG（座長 山縣文治：関西大学教授）」において、児童相談所等の専門性強化を図るための検討を行い、研修等の到達目標やカリキュラム等を策定し、当該カリキュラム等を基に、研修等の基準等を平成29年厚生労働省告示第130号、同第131号、同第132号、同第134号で定め、詳細については、「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（平成29年3月31日付け雇児発0331第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において示しているが、平成29年については、従来より研修を開催している「子どもの虹情報研修センター」に加え、「公益財団法人SBI子ども希望財団」においても当該研修を実施し、その研修内容の評価と検証を行った。平成30年度については、平成29年度に引き続き2か所で実施した。令和元年度については、「子どもの虹情報研修センター」及び「西日本子ども研修センターあかし」の2か所で実施した。

## 2. 研修実施主体

- ・平成29・30年度…子どもの虹情報研修センター、公益財団法人 SBI子ども希望財団 ※その他各自治体における実施も可
- ・令和元年度…子どもの虹情報研修センター、西日本子ども研修センターあかし ※その他各自治体における実施も可

## 3. 研修概要

- ・平成29・30年度（上段：平成29年度 下段：平成30年度）

実施主体	子どもの虹情報研修センター	公益財団法人SBI子ども希望財団
研修期間	A日程前期 平成29年5月17日(水)～5月19日(金) 後期 10月31日(火)～11月2日(木) B日程前期 5月31日(水)～6月2日(金) 後期 11月28日(火)～11月30日(木)	前期 平成29年12月18日(月)～12月20日(水) 後期 平成30年3月7日(水)～3月9日(金)
	A日程前期 平成30年5月29日(火)～5月31日(木) 後期 10月30日(火)～11月2日(木) B日程前期 6月12日(火)～6月14日(木) 後期 11月13日(火)～11月15日(木)	A日程前期 平成30年7月30日(月)～8月1日(水) 後期 平成31年1月30日(水)～2月1日(金) B日程前期 平成30年8月21日(火)～8月23日(木) 後期 平成31年2月13日(水)～2月15日(金)
時間数等	30時間（90分×17コマ、120分×1コマ、150分×1コマ） 所定 演習：90分×13コマ 120分×1コマ 150分×1コマ 講義：90分×4コマ	40時間（60分×3コマ、90分×22コマ、120分×2コマ） 所定 演習：90分×15コマ 講義：90分×4コマ 独自 特別演習：60分×3コマ、90分×1コマ 特別講義：60分×1コマ、90分×2コマ シンポジウム：120分×1コマ 事例検討：120分×1コマ
研修会場	A日程、B日程ともに 子どもの虹情報研修センター（神奈川県横浜市）	前期 チサンホテル神戸（兵庫県神戸市） 後期 クロスウェーヴ梅田（大阪府大阪市） クロスウェーヴ梅田（大阪府大阪市）
受講者数	A日程 88名 B日程 87名	83名
	A日程 83名 B日程 80名	A日程 39名 B日程 37名

・令和元年度

実施主体	子どもの虹情報研修センター	西日本こども研修センターあかし
研修期間	A日程前期 令和元年5月28日(火)～5月30日(木) 後期      10月29日(火)～10月31日(木) B日程前期      6月11日(火)～6月13日(木) 後期      11月12日(火)～11月14日(木)	前期 令和元年10月2日(水)～10月4日(金) 後期 令和2年1月28日(火)～1月30日(木)
時間数等	<b>29.5時間 (90分×16コマ、150分×1コマ、180分×1コマ)</b> 所定 演習： 90分×12コマ 150分×1コマ 180分×1コマ 講義： 90分×4コマ	<b>29.5時間 (90分×16コマ、150分×1コマ、180分×1コマ)</b> 所定 演習： 90分×12コマ 150分×1コマ 180分×1コマ 講義： 90分×4コマ
研修会場	A日程、B日程ともに 子どもの虹情報研修センター (神奈川県横浜市)	西日本こども研修センターあかし (兵庫県明石市)
受講者数	A日程 91名 B日程 100名	71名



#### 4. 到達度チェック

到達目標を項目化し、参加者が研修の事前・事後で自己評価（5段階評価）した結果  
（5：できる ← 3：どちらともいえない → 1：できない）

市町村・都道府県における子ども家庭  
相談支援体制の強化等に向けたワーキ  
ンググループ 提出資料を更新・編集

	平成29年度						平成30年度						令和元年度					
	子どもの虹情報研修センター			公益財団法人 SBI子ども希望財団			子どもの虹情報研修センター			公益財団法人 SBI子ども希望財団			子どもの虹情報研修センター			西日本こども研修センター あかし		
	受講当初	受講後	増減	受講当初	受講後	増減	受講当初	受講後	増減	受講当初	受講後	増減	受講当初	受講後	増減	受講当初	受講後	増減
<b>I 知識</b>	2.72	3.53	0.81	2.87	3.65	0.78	2.71	3.69	0.98	2.85	3.61	0.76	2.70	3.51	0.81	2.87	3.58	0.71
法制度に関する知識	3.08	3.87	0.78	3.15	3.87	0.72	2.93	3.87	0.94	3.11	3.76	0.65	2.96	3.68	0.72	3.14	3.77	0.63
子ども虐待に関する知識	2.95	3.65	0.70	2.85	3.57	0.72	2.77	3.67	0.90	2.84	3.61	0.77	2.71	3.46	0.75	2.84	3.50	0.66
アセスメントと支援方針に関する知識	2.89	3.63	0.74	2.91	3.61	0.70	2.75	3.67	0.92	2.94	3.61	0.67	2.79	3.53	0.74	3.02	3.69	0.67
スーパーバイズ（の方法）に関する知識	2.87	3.78	0.91	2.88	3.70	0.82	2.73	3.83	1.10	2.72	3.70	0.98	2.67	3.65	0.98	2.85	3.73	0.88
子どもの権利に関する知識	1.82	2.72	0.91	1.95	3.18	1.23	1.79	3.00	1.21	2.08	3.02	0.94	1.81	2.90	1.09	1.85	2.81	0.96
<b>II 技術-1</b>	3.29	3.82	0.53	3.20	3.71	0.51	3.09	3.81	0.72	3.14	3.76	0.62	3.13	3.64	0.51	3.24	3.74	0.50
ソーシャルワークの基本プロセスの指導	3.09	3.67	0.59	3.12	3.65	0.53	2.96	3.71	0.75	3.05	3.69	0.64	2.98	3.56	0.58	3.12	3.66	0.54
機関連携の指導	3.19	3.68	0.49	3.11	3.59	0.48	3.01	3.69	0.68	3.08	3.70	0.62	3.07	3.54	0.47	3.15	3.61	0.46
子ども虐待のアセスメントの指導	3.46	3.98	0.52	3.30	3.85	0.55	3.23	3.97	0.74	3.22	3.85	0.63	3.28	3.77	0.49	3.40	3.90	0.50
ケースマネジメントの指導	3.43	3.96	0.53	3.34	3.85	0.51	3.26	3.95	0.69	3.26	3.87	0.61	3.29	3.79	0.50	3.39	3.90	0.51
<b>III 技術-2</b>	2.58	3.33	0.75	2.73	3.43	0.70	2.64	3.47	0.83	2.70	3.44	0.74	2.63	3.27	0.64	2.74	3.34	0.60
組織マネジメントの技術	2.99	3.58	0.58	2.92	3.52	0.60	2.82	3.53	0.71	2.84	3.51	0.67	2.82	3.37	0.55	2.93	3.43	0.50
スーパーバイズの技術	2.73	3.56	0.83	2.66	3.51	0.85	2.61	3.56	0.95	2.70	3.48	0.78	2.59	3.31	0.72	2.71	3.39	0.68
スーパーバイズの効果判定	2.00	2.86	0.85	1.95	2.83	0.88	1.84	2.92	1.08	1.99	3.01	1.02	1.82	2.63	0.81	1.87	2.79	0.92
<b>IV 態度</b>	3.87	4.17	0.30	3.70	4.23	0.53	3.71	4.12	0.41	3.68	4.11	0.43	3.72	4.03	0.31	3.71	4.12	0.41

子どもの虹情報研修センター、公益財団法人SBI子ども希望財団、西日本こども研修センターあかしが実施したSV研修とともに、参加者の評価の動向（受講前後の評価の上がり方）はほぼ同じであるが、それぞれの研修の参加者とも「I 知識」の「子どもの権利に関する知識」及び「III 技術-2」の「スーパーバイズの効果判定」については評価が低く、「IV 態度」に関しては評価が高い。

# 児童相談所長研修に関する規定

(児童福祉法第12条の3第3項の厚生労働大臣が定める基準(平成17年厚生労働省告示第43号))

## 児童福祉法第十二条の三第三項の厚生労働大臣が定める基準

- 一 都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第五十九条の四第一項の児童相談所設置市を含む。以下同じ。)又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行うものであること。
- 二 講義及び演習により行うものであること。
- 三 修業期間は、おおむね六月以内であること。
- 四 研修の内容は、別表に定めるもの以上であること。
- 五 別表に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- 六 講師は、別表に定める各科目を教授するのに適当な者であること。

### 別表

区分	科目	時間
講義	児童家庭福祉に係る制度及びサービスに関する講義	1.5
	児童相談所の運営に関する講義	1.5
	児童虐待への対応に関する講義	1.5
	少年非行への対応に関する講義	1.5
	要保護児童対策地域協議会の活用等関係機関との連携に関する講義	1.5
演習	児童相談所の運営に関する演習	3.0
	児童虐待への対応に関する演習	3.0
	少年非行への対応に関する演習	1.5
	要保護児童対策地域協議会の活用等関係機関との連携に関する演習	3.0
	裁判所に対する申立て等に関する演習	3.0
	その他児童の権利擁護(児童福祉施設等における懲戒に係る権限の濫用への対応を含む。)に関する演習	3.0

# 児童福祉司任用前研修に関する規定

(児童福祉法第13条第3項第7号の厚生労働大臣が定める講習会(平成29年厚生労働省告示第130号))

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十三条第三項第七号の厚生労働大臣が定める講習会は、次の条件を満たすものとする。

- 一 都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び児童福祉法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市を含む。以下同じ。)又は当該都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行うものであること。
- 二 講義及び演習により行うものであること。
- 三 修業期間は、おおむね一月以内であること。
- 四 講習会の内容は、別表に定めるもの以上であること。
- 五 別表に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- 六 講師は、別表に定める各科目を教授するのに適当な者であること。

別表

区分	科目	時間
講義及び演習	児童の権利擁護	1.5
	児童家庭福祉における倫理的配慮	1.5
	児童家庭相談援助制度及び実施体制	1.5
	児童の成長・発達と生育環境	3.0
	ソーシャルワークの基本	1.5
	児童家庭支援のためのケースマネジメントの基本	4.5
	児童相談所における方針決定の過程	1.5
	社会的養護における自立支援	3.0
	関係機関との連携・協働と在宅支援	3.0
	行政権限の行使と司法手続	1.5
	児童虐待の対応の基本	4.5
	少年非行への対応の基本	1.5
	障害相談・支援の基本	1.5

# 児童福祉司任用後研修・スーパーバイザー研修に関する規定

(児童福祉法第13条第9項の厚生労働大臣が定める基準(平成29年厚生労働省告示第131号))

- 1 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第十三条第九項の厚生労働大臣が定める基準は、次のとおりとする。
  - 一 都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市を含む。以下同じ。)又は当該都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行うものであること。
  - 二 講義及び演習により行うものであること。
  - 三 修業期間は、おおむね六月以内であること。
  - 四 研修の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。
  - 五 別表第一に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
  - 六 講師は、別表第一に定める各科目を教授するのに適当な者であること。
  
- 2 前項に定めるもののほか、法第十三条第九項の厚生労働大臣が定める基準のうち、同条第五項の指導教育担当児童福祉司に係るものについては、次のとおりとする。
  - 一 都道府県又は当該都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行うものであること。
  - 二 講義及び演習により行うものであること。
  - 三 修業期間は、おおむね六月以内であること。
  - 四 研修の内容は、別表第二に定めるもの以上であること。
  - 五 別表第二に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
  - 六 講師は、別表第二に定める各科目を教授するのに適当な者であること。

別表第1

区分	科目	時間
講義及び演習	児童家庭支援のためのケースマネジメント	6.0
	児童の面接・家族面接に関する技術	1.5
	児童相談所における方針決定の過程	1.5
	社会的養護における自立支援	4.5
	関係機関との連携・協働と在宅支援	4.5
	行政権限の行使と司法手続	3.0
	児童虐待の対応	6.0
	少年非行への対応	3.0

別表第2

区分	科目	時間
講義	児童の権利擁護と児童家庭福祉の現状・課題	1.5
	スーパービジョンの基本	1.5
	児童の発達と虐待の影響、児童の生活に関する諸問題	1.5
	ソーシャルワークとケースマネジメント	1.5
演習	児童家庭支援のためのケースマネジメント	3.0
	児童の面接・家族面接に関する技術	1.5
	関係機関との連携・協働と在宅支援	1.5
	行政権限の行使と司法手続	1.5
	児童虐待の対応	6.0
	少年非行への対応	1.5
	社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク	3.0
	スーパービジョンの基本	4.5

# 要保護児童対策調整機関の調整担当者研修に関する規定

(児童福祉法第25条の2第8項の厚生労働大臣が定める基準(平成29年厚生労働省告示第132号))

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条の二第八項の厚生労働大臣が定める基準は、次のとおりとする。

- 一 都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び児童福祉法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市を含む。以下同じ。)又は当該都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行うものであること。
- 二 講義及び演習により行うものであること。
- 三 修業期間は、おおむね六月以内であること。
- 四 研修の内容は、別表に定めるもの以上であること。
- 五 別表に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- 六 講師は、別表に定める各科目を教授するのに適当な者であること。

別表

区分	科目	時間
講義及び演習	児童の権利擁護と倫理	1.5
	児童家庭相談援助制度及び実施体制	1.5
	要保護児童対策地域協議会の運営	1.5
	児童相談所の役割と連携	1.5
	児童家庭相談の運営と相談援助のあり方	1.5
	社会的養護と市区町村の役割	1.5
	児童の成長・発達と生育環境	1.5
	児童家庭支援のためのソーシャルワーク	1.5
	児童虐待への対応	1.5
	母児保健の役割と保健機関の連携	1.5
	児童の所属機関の役割と連携	1.5
	児童と家族の生活に関する方と制度の理解と活用	1.5
		要保護児童対策地域協議会の運営
児童家庭相談の運営と相談援助のあり方		1.5
児童家庭支援のためのソーシャルワーク		1.5
会議の運営とケース管理		1.5
児童虐待への対応		3.0

# 令和2年度 児童福祉司の採用区分構成割合（令和2年4月1日時点）

○児童福祉司については、全国平均で福祉専門職による採用が約74%となっている。

■ 福祉専門職（分野を問わず採用） ■ 福祉専門職（児童家庭福祉分野職員として採用） ■ 福祉専門職（児童相談所職員として採用） ■ 一般行政職 ■ 心理職 ■ 保健師等 ■ その他



※ 保健師等には、保健師、教員、保育士、精神保健福祉士、看護師、理学療法士、言語聴覚士が含まれる。  
 ※ その他には、児童自立支援専門員、施設処遇担当職員、精神保健相談員、社会教育主事等が含まれる。

# 子どもの虹情報研修センターの概要

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

## 1. 設置経緯

- 児童相談所での児童虐待相談対応件数は、統計を取り始めた平成2年度の1,101件であったが、以降毎年増加し、平成11年度には、11,631件まで増加。
- 児童虐待防止法（平成12年法律第82号）の成立。
  - ・ 児童虐待防止等のための体制整備や、専門的知識に基づく適切な保護を行う職員の資質の向上等を図るための研修等の措置を講ずることが国及び地方公共団体の責務として規定された。



- 児童虐待防止対策として、児童相談所や児童福祉施設等における専門的援助者の養成、高度専門情報を集約・発信する拠点として横浜市に設置。（国は財政支援を実施。）
- 開設年月日：平成14年4月1日
- 所在地：神奈川県横浜市戸塚区汲沢町983番地

## 2. 事業内容

### 専門研修

- ・ 虐待問題等に携わる職員への研修の企画・実施
- ・ 研修受講者が地域で研修を企画・実施するための教材や情報の提供 等

### 専門相談

- ・ 児童相談所、児童福祉施設等からの専門相談
- ・ 児童虐待問題等に関する福祉、心理、医療、法律等についての相談 等

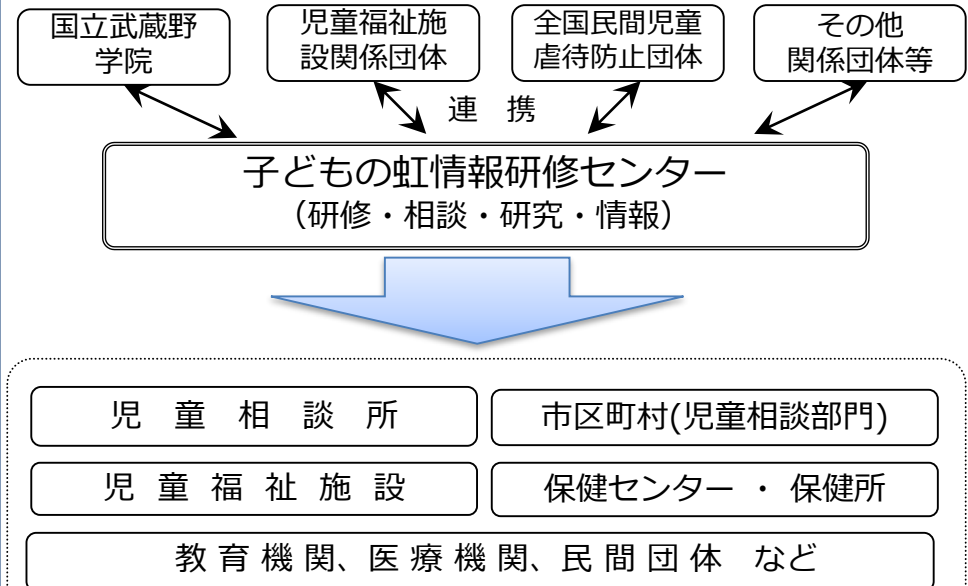
### 調査研究

- ・ 児童福祉施設での臨床研究と連携した研究 等

### 情報提供

- ・ 児童虐待関連図書等の閲覧や、専門研修映像記録の貸出
- ・ 児童虐待及び非行等の思春期問題に関する情報の収集、提供 等

## 3. イメージ図



# 子どもの虹情報研修センターの事業実績

## 1. 専門研修の実績

### (1) 主な研修内容

#### 【児童相談所関係】

##### ○児童相談所長研修

児童相談所が様々な子どもの問題に対応する中核的機関としての役割を十分果たせるよう、児童虐待への対応をはじめ、児童相談所長として必要な知識・技能を学ぶ。

##### ○児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修

児童福祉司及び相談担当職員を的確に教育・訓練・指導できるように、児童虐待等に関する知見をはじめ、援助方針、進行管理、機関連携のあり方等児童福祉司スーパーバイザーとして必要な高度な知識・技能を学ぶ。

#### 【市区町村関係】

##### ○市区町村虐待対応指導者研修

市区町村の児童家庭相談の機能、要保護児童対策地域協議会の充実を図るため、市区町村の指導者に対して、児童虐待に関するより専門的な知識・技術・認識等の向上を図り、組織対応をリードする力を養成する。

#### 【児童福祉施設関係】

##### ○児童養護施設職員指導者研修

児童虐待に関する知見を深め、児童養護施設での適切な援助のあり方を検討し、施設における中心的、指導的職員としての資質の向上を図る。

#### 【医療関係】

##### ○児童相談所・児童心理治療施設・医療機関等医師専門研修

児童虐待における意思の役割を検討するとともに、各機関やネットワークにおける中心的、指導的職員としての資質の向上を図る。

#### 【教育関係】

##### ○教育機関・児童福祉関係職員合同研修

学校と児童福祉関係機関が緊密な連携の下に子どもと家族の支援を行うため、親子関係に課題を抱える家族への理解を深めるとともに、学校、市区町村、児童相談所の3者の相互理解を深める。

※子どもの虹情報研修センター研修概要より

### (2) 実績の推移

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施研修数	27回	30回	30回	27回	27回	27回	27回	23回	25回	25回
参加者数	1,701人	1,857人	2,195人	1,954人	1,901人	1,951人	1,846人	1,578人	1,719人	1,578人

※子どもの虹情報研修センター紀要等より